

【長崎県北部海区漁場計画の素案】

1 漁業権に関する事項
区画漁業権（1件）

漁場計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
		区域	基点	点						
北区計 第 1144 号	長崎県 平戸市 大島村 的山曲崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各 直線によって囲まれた区 域	1 平戸市大島村的山曲鼻東端 2 同市同村的山漁協支所裏防波堤標識(旧防波 堤先端) 3 同市同村の山板浦流王鼻標識	イ 1と2を結ぶ直線上 1から200メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上 1から925メートルのところ ハ 3から25度 760メートルのところ ニ 3から25度 35メートルのところ	第1種魚類小割式 養殖業(くろまぐる を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和4年9月1 日から令和5年8 31日まで	団体漁業権	平戸市 大島村	

2 保全沿岸漁場に関する事項 なし